

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 幅美会（以下、「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第 15 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、定時評議委員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬・賞与及び退職手当金を支給する。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、兼務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当金は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 1 に定める額
 - (2) 賞与については、別表 2 に定める額
 - (3) 退職慰労金については、別表 3 に定める額
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表 4 に定める額
- 3 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表 5 に定める額

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員等に対する報酬等の時給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、賃金規程第 5 条第 1 項に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。